

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年3月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川) (受) 第 2400266 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川) (国) 第 2400015 号

第1 結論

昭和 59 年*月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年*月から昭和 60 年 3 月まで

請求期間について、父親から、私が 20 歳となった昭和 59 年*月から昭和 60 年 4 月に就職するまでの学生であった期間、父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたと聞いているが、当該期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、父親が行ってくれていた旨主張しているが、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため証言が得られない上、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和 60 年 4 月 1 日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間において住民登録していた A 市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計

簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。